生涯を通じた国民皆歯科健診の実現を求める意見書(案)

現在、我が国では法的根拠に基づく歯科健診として、乳幼児歯科保健制度に基づく健診、学校歯科保健制度に基づく健診が行われ、対象となる年代の全ての国民が歯科健診を受診する一方で、成人期においては、健康増進法に基づく40歳、50歳、60歳、70歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診が行われているものの、その受診率は極めて低いものとなっている。

現在では多くの研究により、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等についての科学的な根拠が明らかになっており、人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、「8020運動」の取組をさらに進めるなど、歯を含めた口腔内の健康維持が極めて重要である。そのためには、ライフステージに応じた切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。

本県議会においても歯と口腔の健康づくりが県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的に、令和3年3月に議員提案により「福井県歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、知識の普及啓発の推進や定期的な歯科健診の受診促進を図っているところである。

こうした中、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、生涯を通じた歯科健診に向けた取組の推進が盛り込まれた。

さらに、「国民皆歯科健診」の実現に向け、議員立法による歯科口腔保健推進法改正の動き もあり、環境整備が一層進むことが期待される。

よって、国におかれては、国民皆歯科健診の実現に向けた具体的な検討を早急に進めるとともに、次の事項につき措置されるよう強く要望する。

- 1 早期に国民皆歯科健診実現に向けた法改正を行うこと。
- 2 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たっては、地方自治体を はじめ関係者の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じること。
- 3 国民皆歯科健診の実施に関しては、国において十分な財政措置を講じること。
- 4 国民皆歯科健診の実現と合わせて、国民に対して歯と口腔の健康づくりおよび歯科健診の 重要性についての啓発や健診受診後の定期的な歯科受診の勧奨を行うなど、歯科疾患の発症 や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年7月20日